

## 中央区の歌選考委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中央区の歌（以下「楽曲」という。）を制定するための組織体制に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選考委員会)

第2条 中央区にふさわしい楽曲を選考するために選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、委員長、及び委員で構成する。

3 委員は別表1に掲げる者とする。

### (委員長)

第3条 選考委員会委員長は、委員の互選により決定する。

### (委員長の職務等)

第4条 委員長は会務を総理し、選考会の議長となる。

### (関係者の出席)

第5条 選考委員会は、楽曲の選考にあたり必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

2 選考委員会は、委員の他に、音楽の専門家から助言を受けるため、オブザーバーを設置する。

3 オブザーバーは別表2に掲げる者とする。

### (庶務)

第6条 選考委員会の庶務は中央区役所地域振興課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年11月2日を以てその効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

	団 体 名 等	人 数
委 員	中央区魅力発信実行委員会 区民意識醸成事業部会長	1 名
委 員	中央区魅力発信実行委員会委員長	1 名
委 員	中央区魅力発信実行委員会委員	9 名以内
委 員	区内保育園・幼稚園教諭	2 名以内
委 員	区内小・中学校教諭指導主事	1 名
委 員	区内在学高等学校生徒	2 名以内
委 員	区内在学短期大学・大学生	2 名以内
委 員	区内で活動するアーティスト	4 名以内
委 員	相模原市民音楽団体協会	1 名
委 員	相模原市文化協会	1 名

別表 2 (第 5 条関係)

役 職	団 体 名 等	人 数
オブザーバー	音楽専修大学教授	1 名